

教育指導課

新教育センター等整備事業に係る物価変動への対応について

国との合同PFI事業で実施している新教育センター等整備事業は、平成21年7月に区と国とが「気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業に関する受託契約」を締結し、PFI事業者の選定やPFI事業者の管理監督等の事務を国に委託しています。

この度、PFI事業者から国へ、物価変動により、国とPFI事業者で結ぶ事業契約（以下「事業契約」という。）に基づく工事費の改定請求があり、国とPFI事業者の間で協議がありました。協議の結果、国及び区において、工事費を改定する必要が生じたため、施設整備費を増額します。

1 物価変動への対応

令和元年7月、国から、事業契約第31条第1項第2号による物価等の変動に基づく工事費の変更請求について報告を受けました。内容を確認し、経費が妥当であると判断したため、施設整備費を増額します。区負担分は、変更請求額全体の11.8%です。

事業契約第31条第1項第2号

予期することができない特別の事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、「本件工事費」が著しく不適當となった場合

2 今後のスケジュール（予定）

令和元年9月	第3回港区議会定例会に補正予算議案提出
11月	気象庁虎ノ門庁舎（仮称）・港区立教育センター整備等事業に関する受託契約の変更（第15回変更）
令和2年2月	竣工・引渡し
4月	新教育センター・港区立みなと科学館開設